

第3項先進医療（高度医療）の科学的評価に係る評価用紙について

第3項先進医療（高度医療）に係る高度医療評価会議において「適」とされた医療技術に対し、先進医療専門家会議で科学的評価を行うこととされている。

第2項先進医療において評価対象となっている以下の項目については、高度医療評価会議において既に評価がなされていることから、資料4-2の通り、先進医療専門家会議の評価対象外としてはどうか。

○ 先進医療評価用紙（第1-2号）（案）

- ・「適応症」の項目
- ・「有効性」の項目
- ・「安全性」の項目
- ・「技術的成熟度」の項目

○ 先進医療評価用紙（第2号）

- ・全項目